

令和7年度水質測定計画（案）について（概要）

福島県生活環境部水・大気環境課

第1 令和7年度水質測定計画のポイント

1 公共用水域水質測定計画

- 環境基準項目について、109河川等、126水域、198地点で測定を行う。

2 地下水の水質測定計画

- 環境基準項目について、概況調査55地点（前年度56地点）、継続監視調査229地点（前年度234地点）で測定を行う。

第2 公共用水域水質測定計画

1 目的

県や中核市などは、水質汚濁防止法第15条第1項の規定により公共用水域や地下水の汚濁の状況について常時監視することとされており、その内容については、同法第16条第1項の規定で、毎年、水質測定計画を作成することとされている。

この規定に基づき、県内の公共用水域（河川、湖沼及び海域）の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質の測定について、必要な事項を定めるものである。

なお、作成にあたっては同法第21条第1項の規定により審議会に諮問し、意見を得ることとされている。

2 調査の種類

(1) 環境基準項目等調査

水質汚濁に係る人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準（環境基準）が定められている項目及びその他排水基準が定められている項目等に関する調査。

(2) 要監視項目調査

人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質について、県内の汚染状況を把握するために実施する調査。

(3) トリハロメタン生成能調査

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第24条に基づいて、水道水源水域におけるトリハロメタン生成能による水質汚濁の状況を把握するために行う調査。

3 環境基準項目等調査の概要

(1) 対象水域及び測定地点

水質汚濁に係る環境基準の類型指定がされた水域の測定地点（環境基準点）、同指定がされていない水域の測定地点（補助点）及びその他必要な地点において、原則として毎年同一地点で測定する。

ただし、補助点のうち 24 地点については、ローリング方式[※]により測定する（各年 8 地点×3 年間）。

※水質の変化が少なく環境基準が継続して達成されている水域について、数年おきに測定を行う調査方式。

表 公共用水域水質測定地点数

水域	令和 6 年度	令和 7 年度	増減
河川	78河川 (96水域) 132地点	78河川 (95水域 ^{※1}) 132地点	0
湖沼	18湖沼 (18水域) 31地点	18湖沼 (18水域) 32地点	+1地点 ^{※2}
海域	13海域 (13水域) 34地点	13海域 (13水域) 34地点	0
計	109河川等 (127水域) 197地点	109河川等 (126水域) 198地点	+1地点

※1 令和 6 年度の対象水域の計上に誤りがあったため修正したもの。

※2 東山ダム貯水池ダム水出口（統一地点番号：513-51）について、令和 6 年度は東山ダム貯水池東山ダムサイト（統一地点番号：513-01）と同じ地点として扱っていたため修正したもの。

(2) 測定項目

ア 生活環境項目

pH、BOD、COD、大腸菌数等 12 項目

イ 健康項目

カドミウム、鉛、総水銀等 27 項目

ウ その他の項目

(ア) 特殊項目

銅、溶解性鉄等 5 項目

(イ) その他項目

アンモニア性窒素、オルトリン酸態りん等 9 項目

(3) 測定回数

ア 環境基準点又は補助点

(ア) 河川において、生活環境項目は毎月 1 回を基本として測定し、健康項目及びその他の項目は、過去の検出状況や土地利用状況から水域に応じた測定回数を決め、測定する。

(イ) 湖沼において、生活環境項目は毎月 1 回を基本として（自然条件により調査が不可能な期間を除く）測定し、健康項目及びその他の項目は、過去の検出状況や土地利用状況から水域に応じた測定回数を決め、測定する。

(ウ) 海域は、年 6 回の等間隔の調査を基本として測定し、健康項目及びその他の項目は、過去の検出状況や土地利用状況から水域に応じた測定回数を決め、測定する。

イ その他の地点

四半期毎に1回程度を基本として測定する。

4 要監視項目調査の概要

県内の汚染状況を把握し知見の集積を図るため調査を行う。

(1) 測定地点：39 地点

(2) 測定項目：クロロホルム、トランス-1, 2-ジクロロエチレン等 32 項目

5 トリハロメタン生成能調査の概要

水道水源水域におけるトリハロメタン生成能による水質汚濁の状況を把握するために調査する。

(1) 測定地点：14 地点（内 5 地点については隔年実施）

(2) 測定項目：クロロホルム生成能、ブromoホルム生成能等 4 項目

6 前年度との変更点

(1) 要監視項目測定地点の見直し

「PFOS 及び PFOA」を調査する測定地点について、令和 6 年度の測定結果が報告下限値未満(<0.3ng/L)であった 2 地点を測定地点から外し、新たに 4 地点を測定地点に追加した。

〈測定地点から外す測定地点〉

伊南川黒沢橋（地点統一番号：014-02）

長瀬川小金橋（地点統一番号：211-01）

〈測定地点に追加する測定地点〉

移川小瀬川橋（地点統一番号：220-01）

滑川旧 4 号国道下（地点統一番号：226-01）

熊川三熊橋（地点統一番号：236-01）

境川 6 号国道下（地点統一番号：289-01）

〈理由〉

国の方針*に沿って、排出源となり得る施設が立地している地域を中心に調査範囲を広げたため。

※国の方針：「『PFOS、PFOA に関する Q & A 集』及び『PFAS に関する今後の対応の方向性』について」（令和 5 年 7 月 31 日環境省水・大気環境局）

(2) ローリング方式による地点の入替え

ア 環境基準項目等調査

上記 3 (1)に記載したように、補助点のうち、8 地点で測定地点の入替えを行った。

イ トリハロメタン生成能調査

上記 5 (1)に記載したように、水道水源水域におけるトリハロメタン生成能測定地点のうち、5 地点で測定地点の入替えを行った。

第3 地下水の水質測定計画

1 目的

水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、県内の地下水の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質の測定について、必要な事項を定める。

2 調査の種類

(1) 概況調査

地域の全体的な地下水の状況を把握するために実施する調査。

新たな汚染の発見を目的としているため、毎年、未調査の井戸又は前年度と異なる深度の井戸をその都度選定する。

ア ローリング方式

県内を概ね10kmメッシュに区分(全113区分)し、各メッシュから井戸を選定し、ローリング方式により全メッシュを5年程度のサイクルで実施する調査。

イ 定点方式

有害物質を使用又は製造している工場・事業場等による汚染の可能性が高い地域若しくは汚染を予防する必要性が高い地域の井戸を選定し実施する調査。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに地下水汚染^{※1}又は地下水汚染のおそれ^{※2}が判明した場合、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために実施する調査。

※1 地下水汚染とは、地下水の水質調査において、有害物質については環境基準、要監視項目については指針値を超える値で検出されることを指す。

※2 地下水汚染のおそれとは、地下水の水質調査において、有害物質が報告下限値以上環境基準以下又は「PFOS及びPFOA」が指針値の1/10以上指針値以下の値で検出されることを指す。

(3) 継続監視調査

汚染井戸周辺地区調査の結果を踏まえ、検出された有害物質による汚染の動向と浄化対策による改善効果の確認等をするために経年的に実施する調査。

(4) 要監視項目調査

人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質について、県内の汚染状況を把握し、知見の集積のために実施する調査。

3 測定地点数

- | | |
|----------------------|----------------|
| (1) 概況調査(ローリング方式) | 25地点 |
| (2) 概況調査(定点方式) | 30地点 |
| (3) 汚染井戸周辺地区調査 | ※汚染の状況により選定する。 |
| (4) 継続監視調査 | 229地点 |
| (5) 要監視項目調査(ローリング方式) | (1)より9地点 |
| (6) 要監視項目調査(継続監視方式) | 16地点 |

4 測定項目

(1) 概況調査（ローリング方式）

地下水の水質汚濁に係る環境基準項目の全項目とする（27項目）。

(2) 概況調査（定点方式）

環境基準項目のうち、測定井戸の周辺の状況（工場・事業場で取り扱っている物質等）に応じて適宜選定する。

(3) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等で地下水汚染又は地下水汚染のおそれが判明した項目（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素並びにほう素は対象外）とする。

(4) 継続監視調査

汚染の認められた項目及び汚染の可能性が高い項目とする。

(5) 要監視項目調査（ローリング方式、継続監視方式）

原則として、地下水における人の健康の保護に関する要監視項目の全項目

5 測定回数

概況調査（ローリング方式、定点方式）、継続監視調査、要監視項目調査の測定回数は、対象井戸について年1回とする。

汚染井戸周辺地区調査は、汚染発見後速やかに測定を実施する。

6 前年度との変更点

(1) 要監視項目測定地点の見直し

要監視項目のうち、定点方式による「PFOS及びPFOA」の測定地点については、令和6年度に排出源となり得る施設の付近に測定地点を追加したが、当該年度に井戸が確認できなかった4地点及び当該年度の測定結果で暫定目標値の10分の1（5ng/L）未満であった10地点は調査対象から外し、暫定目標値の10分の1（5ng/L）以上で検出された13地点*について、要監視項目調査（継続監視方式）として令和7年度も調査を継続する。

また、令和6年度に追加調査を実施していた会津若松市神指町の3地点を要監視項目調査（継続監視方式）に追加した。

なお、要監視項目のうち、ローリング方式による測定地点については、県内の汚染状況を把握するために地点を選定しているため、測定地点は毎年変更している。

〈理由〉

「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き（第2版）（令和6年11月、環境省水・大気環境局）」に準じて、経年的な推移を確認するため。

※13地点については、計画案策定時点で周辺地区を含め、測定値が確定していない地点があるため、地点数に変更が生じる場合がある。

(2) 概況測定地点の変更

ア ローリング方式

ローリング方式で実施する調査は、上記 2 (1) アに記載したとおり、新たな汚染の有無を確認するため県内を 113 の区域に分けて、各区域で概ね 5 年毎に調査を行っているため、令和 6 年度とは異なる井戸を選定した。

イ 定点方式

定点方式で実施する調査は、上記 2 (1) イに記載したとおり、有害物質を使用している工場等の近隣などで汚染の有無の確認を行っており、令和 6 年度とは異なる井戸を選定した。

(3) 継続監視測定地点の変更

継続監視調査は、概況調査等で汚染が確認された井戸について実施する汚染井戸周辺地区調査の結果を踏まえて汚染状況の経年変化を確認するもので、基本的には毎年同じ井戸で調査を行うが、令和 6 年度の概況調査で汚染が確認された井戸 7 地点を追加し、当該年度の調査で汚染が確認されなくなった井戸や廃止された井戸 12 地点を削除した。

〈追加した地点〉

- ・ 令和 6 年度の概況調査等で新たに地下水汚染が確認された地点
: 3 地区 7 地点

〈削除した地点〉

- ・ 地下水汚染が確認されなくなった地点 : 6 地区 10 地点
- ・ 所有者不在等により調査不可と整理した地点 : 2 地区 2 地点

表 地下水測定地点数

区分		測定地点数			測定項目数 (のべ数)		
		R 6	R 7	増減	R 6	R 7	増減
概況調査	ローリング	26	25	▲ 1	702	675	▲ 27
	定点	30	30	0	225	186	▲ 39
継続監視調査		234	229	▲ 5	1, 167	1, 192	+ 25
要監視項目	ローリング	9	9	0	177	177	0
	定点	27	0	▲ 27	27	0	▲ 27
	継続監視	0	16	+ 16	0	16	+ 16
合計		326	309	▲ 17	2, 298	2, 242	▲ 56